

生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、福岡県立小倉南高等学校全日制生徒会と称し、本校全日制生徒をもって構成する。

第2条 本会は、全会員が協力して自立的精神を養い、友愛に満ちた民主的学園を建設することを目的とする。

第2章 権利及び義務

第3条 本会員は、前条の目的達成のために選挙権、被選挙権、発言権、議決権、リコール権を有し、さらに本会すべての議事に参加する義務を負う。

第4条 本会員は、この規約に定める手続きに従って議決した事項について、これを執行する権利を有する。ただし、その執行は本校生として認められた範囲内において、すべて校長の承認をもとに行われなければならない。

第3章 組織及び運営

第5条 本会は下記の機関を設ける。

- (1) 執行部
- (2) 生徒総会
- (3) クラス代表委員会
- (4) 各専門委員会
- (5) 部長会
- (6) 選挙管理委員会

第6条 本会は、運営上の相談及び指導のために教職員の顧問をおく。

第4章 生徒総会

第7条 生徒総会は本会運営の最高議決機関とし、全会員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

第8条 生徒総会は定期総会と臨時総会に分け、定期総会は毎年第1学期に1度行い、臨時総会は次の各項に該当するときに会長がこれを招集する。

- (1) 会長、中央委員会が必要と認めたとき
- (2) 全会員の3分の1以上の要求があったとき

第9条 総会の議長は、総会の開催時、会長がこれを指名して承認を得る。議長は不信任案決議が承認されない限り任務を続行し、議事進行に関する一切の権限を有する。

第10条 総会提出議案は総会開催当日までに会員にこれを告示しなければならない。

第5章 クラス代表委員会

第11条 クラス代表委員会は各ホームルームで選出された2名のクラス代表委員と執行部の中央委員長をもって構成する。

第12条 クラス代表委員会は総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて、総会の代行とすることもでき、次の事項を審議決定する。

- (1) 生徒総会への提出議案
- (2) 執行部、又はホームルームの話し合いから提出された事項
- (3) 執行部の会長を含めた三役以外の諸役員の承認
- (4) その他、特に重要と思われる事項の審議決定

第13条 クラス代表委員会の議長は執行部の中央委員長がこれを行い、定期的に委員会を議長が招集する。なお、会長又はクラス代表委員の3分の1以上の要求があったときは、議長は臨時にこれを招集しなければならない。

第6章 執 行 部

第14条 本会の執行部は生徒会活動の中枢機関であり、次の役員を置く。

- (1) 会 長（1名）
- (2) 副 会 長（1名）
- (3) 中央委員長（1名）
- (4) 各専門委員長（正副各1名計2名、執行部専門委員若干名）

第15条 前条の各役員任期は1か年とし、毎年11月までに改選する。なお補充役員任期は前任者の残任期間とする。また任期満了といえども新役員が決定するまで、前役員が責任をもって任務を執行する。

第16条 会長は生徒会を総括し、生徒会の代表となり、執行部の役員で構成される執行部会を招集する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

第18条 各専門委員長は、各委員会に関するすべての事務を担当し、専門委員会の開催等に関する一切の権限を有する。

第19条 執行部会は、原則として毎週1度開くものとする。ただし、生徒総会及び回答が得られない場合は、会長は直ちに執行部会を招集し、この件に対する対応策をまとめ、これに対処することができる。

第7章 専門委員会

第20条 本会は本会の運営上の専門執行機関として、専門委員会を設け各専門委員会は各ホームルームで選出された役員によって構成される。

第21条 前条により本会は下記の委員会を設置する。

- (1) 体育委員会
- (2) 保健委員会
- (3) 美化委員会
- (4) 文化委員会
- (5) 風紀委員会
- (6) 情報委員会
- (7) 図書委員会

第22条 各専門委員会において次の役員を設置するものとする。

- (1) 委員長（1名）
- (2) 副委員長（1名）

第23条 各専門委員会の定期委員会は別に定めるとおりに開催する。ただし、会長及び各委員長が必要と認めたときは、臨時委員会を開催できる。

第24条 各専門委員会の仕事の内容その他は別に細則の定めるとおりとする。

第8章 ホームルーム

第25条 ホームルームは本会活動の基礎単位であり、クラス生徒全員をもって構成する。

第26条 ホームルームは下記の委員を置くものとする。

(1) クラス代表委員（2名）

(2) 体育委員（2名）

(3) 保健委員（2名）

(4) 美化委員（2名）

(5) 文化委員（2名）

(6) 風紀委員（2名）

以下、学年・教科役員として

(7) 図書委員（2名）

(8) 学習委員（12名）

(9) 選挙管理委員（第3学年各クラス2名）

(10) 旅行委員（第2学年各クラス2名）

(11) アルバム委員（第3学年各クラス2名）

(12) 家庭クラブ委員（各クラス2名）

(13) 情報委員（2名）

第27条 ホームルームの各役員は次の任務を担当する。

クラス代表委員…執行部とホームルームを直接結びつける窓口であり、ホームルームでの議決内容をまとめて、さまざまな会合でクラスの代表として発表する。

以下、各委員はその委員会に関する一切の事務を担当する。

第28条 各委員の任期は一部の委員を除き前期（4～9月）後期（10～3月）の2期制とする。

第9章 部長会

第 29 条 部長会は文化部、運動部の代表である各部長をもって構成し、部及び同好会に属する会員相互の親睦を図り、かつ円滑な部活動を行うことを目的として開催される。

第 30 条 部長会は、執行部が必要と認めたときに、これを開催する。

第 31 条 部及び同好会の新設及び改廃に関しては、クラス代表委員会の承認を必要とし、細則については別の部活規定による。

第 10 章 経 理

第 32 条 本会の経費は、生徒会費として毎月全生徒から徴収し、事務室がこれを保管する。

第 33 条 本会の会計年度は4月に始まり翌年の3月末日に終わる。

第 34 条 本会の予算は次の順序で決定される。

- (1) 執行部において各項目別に予算枠を設定する。
- (2) 各項目別の関係者に予算枠にそった希望予算額及びその内訳を提出させる。
- (3) 関係クラブ等の代表、顧問と調査検討する。
- (4) 執行部で予算案を作り、関係者の承認を得る。
- (5) 予算は毎年4月中に予算委員会を開き、関係教員の同席のもと慎重な審議を行い決定する。予算及び前年度決算は生徒総会で報告する。

第 35 条 本会の会計はいつでも閲覧できる。

第 11 章 会 合

第 36 条 本会の会合は、すべてその構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。議事は多数決によって決し、可否同数となるときは議長が決するものとする。

第 37 条 各専門委員会などの会合において議決された重要事項は、総会に報告しなければならない。

第 38 条 各会合の開催にあたっては、関係職員に事前に連絡しなければならない。

第12章 補 則

第39条 本規約は、総会において3分の2以上の賛成があった場合、及びクラス代表委員会において3分の2以上の賛成があった場合は、これを改正できる。

第40条 本規定は昭和61年4月1日より施行する。